

広島県訓令第5号

本 庁  
地 方 機 関

広島県短時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県短時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

広島県短時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程（令和二年広島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「」を「」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年五月一日から施行する。